

第67表 迷惑防止条例違反の検挙状況

違反態様	平成30年		平成29年		前年比		
	件数	人員	件数	人員	件数	人員	
総数	2,367	2,304	2,396	2,326	△29	△22	
ダフヤ行為(第2条)	11	13	17	17	△6	△4	
ショバヤ行為(第3条)	-	-	-	-	-	-	
景品買行為(第4条)	-	-	-	-	-	-	
粗暴行為 (第5条)	卑わい行為(第1項)	1,815	1,754	1,771	1,704	44	50
	うち)盗撮	(774)	(740)	(676)	(648)	(98)	(92)
	その他(第2・3・4項)	-	-	-	-	-	-
つきまとい行為等(第5条の2)	11	10	6	3	5	7	
押売行為(第6条)	-	-	-	-	-	-	
不当な客引行為等(第7条)		530	527	602	602	△72	△75
	うち)勧誘(スカウト)	(110)	(111)	(94)	(94)	(16)	(17)
ピンクビラ配布行為等(第7条の2)	-	-	-	-	-	-	
その他	-	-	-	-	-	-	

注1 盗撮は、卑わい行為の内数である。

2 勧誘(スカウト)は、不当な客引行為等の内数である。

数値：生活安全特別捜査隊

第68表 ストーカー規制法違反等の措置状況

(単位 件)

区分	平成30年	平成29年	前年比	
ストーカー行為等に係る相談	1,784	2,426	△642	
警告書の交付(第4条)	488	491	△3	
禁止命令等(第5条)	72	28	44	
援助の実施(第7条)	1,388	1,006	382	
検挙	ストーカー行為罪(第18条)	95	133	△38
	禁止命令等違反(第19・20条)	13	2	11

注 ストーカー規制法とは、「ストーカー行為等の規制等に関する法律」をいう。

数値：生活安全総務課

第69表 DV防止法違反等の措置状況

(単位 件)

区分	平成30年	平成29年	前年比	
配偶者からの暴力に係る相談	9,042	8,421	621	
接近禁止・退去命令(第10条)	6 (6)	9 (8)	△3	
接近禁止(第10条1項1号)	37 (31)	38 (36)	△1	
退去命令(第10条1項2号)	-	1	△1	
援助の実施(第8条の2)	3,759	2,791	968	
検挙	保護命令違反(第29条)	1	-	1

注1 DV防止法とは、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」をいう。

2 () 内は、「電話等を禁止する命令等」と併せて発令された件数を内数として表示したもの。

数値：生活安全総務課